

群馬県立社会教育施設の現状について

所管	施設名	設置根拠	展示・業務等の概要	備考
知事 (生活文化スポーツ部文化振興課)	近代美術館	博物館法 ※いずれも登録博物館	<ul style="list-style-type: none"> 本県の中核的美術館 近現代芸術作品を中心に、国内外の優れた作品を紹介 解説会や講演会、ワークショップ等、美術に関する知識や教養、幅広い関心を育むための事業を実施 	<p>【登録博物館の運営】</p> <p>○「地方自治法」第180条の7による事務委任・補助執行</p> <ul style="list-style-type: none"> 地教法第23条の規定により文化振興行政を知事が管理・執行することとしたことにあわせ、管理・運営に関する事務を知事部局に委任(H20～) 博物館の登録や運営指導に関する事務は知事部局の職員が補助執行 <p>○観覧料を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 観覧料は、各施設の設置及び管理に関する条例(教育委員会所管)により定めている。 <p>○教育委員会からの出向</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育普及の充実のため、教員が各博物館、美術館等の職員として出向 <p>○知事部局のツールによる広範囲な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な民間団体等との連携
	館林美術館		<ul style="list-style-type: none"> 「自然と人間」をテーマとする 地域に根ざした美術館として、多くの県民が広く美術に親しむ機会を提供 企画展示や本県の所蔵する国内外の作品によるコレクション展示を実施 その他、美術への関心を深める様々な普及事業を実施 	
	歴史博物館		<ul style="list-style-type: none"> 「いにしへの鼓動を感じる博物館」として、東国文化をはじめ、本県の歴史をわかりやすく紹介 原始から近現代にいたる本県の歴史や文化の特色について、実物資料を中心に模型・映像などを用いて展示 	
	自然史博物館		<ul style="list-style-type: none"> 地球誕生から生物の進化、県内の多様な自然環境、ヒトの進化と自然環境との関わりをわかりやすく紹介 「見て触れて感動する」展示体験を提供する他、学校との連携を密にし、児童・生徒の学習の場を提供 	
	土屋文明記念文学館		<ul style="list-style-type: none"> 本県ゆかりの文学者の資料を中心に紹介し、文学に関する県民の理解を深める展示を実施 常設展では歌人土屋文明の業績を記念し、その短歌作品の魅力を発信 企画展では文学への関心に応えるもの、子どもも楽しめるもの等、幅広いニーズに応える展示を実施 	
教育委員会 (生涯学習課)	図書館	図書館法	<ul style="list-style-type: none"> 専門的資料や郷土資料の重点的な収集 高度なレファレンスサービスの提供 市町村立図書館や学校図書館への支援 	<p>【課題①】</p> <p>博物館や図書館などの施設については、専門的な根拠を持った展示や資料収集、幅広い情報発信が求められている。</p> <p>【課題②】</p> <p>学習や研修のための施設については、幼児や児童・生徒のみならず、多くの県民の利用を図っていく必要がある。</p>
	ぐんま天文台	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地方自治法 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・地域と協働し、多様な学習機会を提供する教育施設 150cm大型望遠鏡や天体観測会等による「本物体験」の機会を提供 	
	ぐんま昆虫の森	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地方自治法 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な昆虫との触れ合いを通じて、生命の大切さや自然環境への理解を深める体験型教育施設 	
	生涯学習センター	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育や家庭教育に関する研修や講座の開催等による指導者の育成 市町村や関係団体と連携した講座情報の発信等による学習機会の提供 少年科学館の運営や科学教室の開催等による少年科学教育の推進 	
	青少年自然の家(北毛・妙義、東毛)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 集団宿泊訓練、野外活動、団体活動 青少年教育指導者の研修 	
	群馬県青少年会館	地方自治法	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の交流・体験活動 青少年団体の育成及び支援 青少年自立・再学習支援 高校中途退学者の学習支援 	

(参考)

●博物館法

第18条(設置) 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第19条(所管) 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第23条(職務権限の特例) (略) 地方公共団体は、(略) 条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる、

- 1 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く)
- 2 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

第30条(教育機関の設置) 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

●地方自治法(抜粋)

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関の長に委任し、若しくは補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。

第244条の2第1項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。